第三条に次の一項を加える。

5　別表第二第二号の表第一号から第四号までの上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従つて排出する場合においても、できる限り氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域（同表第三号及び第四号上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従つて排出する場合にあつては、領海の基線、氷棚、定着氷及び氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域）から離れて行うよう努めなければならない。

4　前条第五項の規定は、別表第二の二上欄に掲げる廃棄物を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準（南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）又は北極海域（同表備考第三号に規定する北極海域をいう。）に係るものに限る。）に従つて排出する場合について準用する。この場合において、同項中「海域（同表第三号及び第四号上欄に掲げる排出海域に関する基準に従つて排出する場合にあつては、領海の基線、氷棚、定着氷及び氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域）」とあるのは、「海域」と読み替えるものとする。

6　第三条第五項の規定は、別表第三第一号及び第五号上欄に掲げる廃棄物を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準（南極海域又は北極海域に係るものに限る。）に従つて排出する場合について準用する。この場合において、同項中「海域（同表第三号及び第四号上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従つて排出する場合にあつては、領海の基線、氷棚、定着氷及び氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域」とあるのは、「海域」と読み替えるものとする。

第十一条の十の表第一号中「別表第二の二備考第五号」を「別表第二の二備考第六号」に改める。

別表第一の五に次のように加える。

北極海域	北緯五十八度西経四十二度の点、北緯六十四度三十七分西経三十五度二十七分の点、北緯六十七度三・九分西経二十六度三十三・四分の点、北緯七十度四十九・五六分西経八度五十九・六一分の点、北緯七十三度三十一・六分東経十九度一分の点及び北緯六十八度三十八・二九分東経四十三度二十三・〇八分の点を順次結んだ線、イリピルスコエの陸岸の北緯六十度の点からエトリン海峡を通る陸岸まで九〇度に引いた線、ハドソン湾西岸の北緯六十度の点と北緯六十度西経五十六度三十七・一分の点を結んだ線、同点及び北緯五十八度西経四十二度の点を結んだ線並びに北緯六十度以北の陸岸により囲まれた海域

別表第一の七第一号及び第二号中「南極海域」の下に「及び北極海域」を加え、同表第三号中「南極海域以外の海域」を「全ての海域（南極海域及び北極海域を除く。）」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

一　この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域をいう。

二　この表において「北極海域」とは、別表第一の五に掲げる北極海域をいう。

別表第二第一号中「南極海域」の下に「及び北極海域」を加え、同号の表第一号中「並びに第二号の表第一号及び第二号において同じ」を「及び第二号の表第一号から第五号までにおいて同じ」に、「及び第二号において「」を「、第二号、第四号及び第五号において「」に、「すべて」を「全て」に改め、同表第二号中「すべて」を「全て」に改める。

別表第二第二号の表以外の部分中「南極海域」の下に「及び北極海域」を加え、同表第一号中「船舶から」を「船舶（第四号及び第五号に掲げるものを除く。）から」に改め、「基線」の下に「及び定着氷からその外側十二海里の線を超える海域」を加え、同表第二号中「船舶」の下に「（第四号及び第五号に掲げるものを除く。）」を、「基線」の下に「及び定着氷」を、「超える海域」の下に「並びに北極海域のうち全ての国の領海の基線、氷棚及び定着氷からその外側十二海里の線を超える海域」を加え、同表第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同表第六号とし、同表第二号の次に次の三号を加える。

三　国際航海に従事する船舶（次号及び第五号に掲げるものを除く。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、前二号に掲げるもの以外のもの	南極海域及び北極海域	排出方法は、限定しない。
四　国際航海に従事する船舶（次号に掲げるものを除く。）のうちふん尿又は汚水の排出につき海洋環境の保全の見地から特に注意を払う必要があるものとして国土交通省令で定める船舶から排出されるふん尿又は汚水	南極海域及び北極海域	ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化すること。
五　国際航海に従事する船舶のうち南極海域又は北極海域において長期間の航行の用に供するものとして国土交通省令で定める船舶から排出されるふん尿又は汚水	南極海域及び北極海域	国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けて、ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理して排出すること。

別表第二備考中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　この表において「北極海域」とは、別表第一の五に掲げる北極海域をいう。

別表第二の二第一号中

南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）のうち領海の基線及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域	イ　国土交通省令で定める技術上の基準に適合する粉砕装置で処理して排出すること（以下「粉砕式排出方法」という。）。 ロ　国土交通省令で定める加熱殺菌その他の殺菌するための措置を講じて排出すること。 ハ　当該船舶の航行中に排出すること。 ニ　氷上に排出しないこと。

を

南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）のうち領海の基線及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域	イ　国土交通省令で定める技術上の基準に適合する粉砕装置で処理して排出すること（以下「粉砕式排出方法」という。）。 ロ　国土交通省令で定める加熱殺菌その他の殺菌するための措置を講じて排出すること。 ハ　当該船舶の航行中に排出すること。
北極海域のうち全ての国の領海の基線、氷棚及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域	イ　粉砕式排出方法により排出すること。 ロ　当該船舶の航行中に排出すること。 ハ　氷上に排出しないこと。

に改め、同表第二号中